

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年12月5日

尾道市有害鳥獣捕獲対策協議会
会長 内海 直子

1 競争入札に付する事項

(1) 調達件名

イノシシ捕獲檻調達

(2) 仕様及び契約書

本入札における仕様及び契約事項は、イノシシ捕獲檻仕様書及び別紙1 契約書（案）によるものとする。

(3) 納入場所及び予定数量

尾道市久保一丁目15番1号 尾道市有害鳥獣捕獲対策協議会事務局（農林水産課内）10基

(4) 納入期限 入札後1ヶ月程度

(5) 入札スケジュール

①入札公告：令和7年12月5日（金）

②参加資格申請期限：令和7年12月12日（金）17時15分まで（必着）

③参加資格確認通知：令和7年12月15日（月）17時までに通知

④質疑の受付期間：令和7年12月5日（金）～令和7年12月15日（月）13時まで

⑤質疑に対する回答：令和7年12月16日（火）までにホームページで公表

⑥入札書提出期限：令和7年12月22日（月）17時15分まで（必着）

⑦開札：令和7年12月23日（火）

(6) 担当部署：〒722-8501 尾道市久保一丁目15番1号（尾道市役所2階）

尾道市有害鳥獣捕獲対策協議会事務局（農林水産課内）担当：越智

電 話：0848-38-9473

F a x：0848-37-2377

メール：norin@city.onomichi.hiroshima.jp

2 入札参加条件

競争入札に参加できる者は、尾道市の令和7～9年度物品購入等競争入札参加資格者名簿に掲載されている事業者とする。

3 入札参加資格審査の申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 令和7年12月5日現在、尾道市の令和7年～9年度物品購入等競争入札参加資格者名簿

の登録が完了していない者

(2) 申請の方法

競争入札に参加する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（別記様式第1号）を提出しなければならない。

(3) 申請期間

令和7年12月5日（金）から令和7年12月12日（金）までの間に持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法で申請すること。持参の場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで随時受け付ける。

(4) 申請書の提出先及び申請に関する問合せ先

前記1(6)記載の担当部署

4 競争入札参加資格確認の通知

競争入札参加資格確認申請書を提出した者には、競争入札参加資格確認通知書により令和7年12月15日（月）17時までに電子メール又はファックスにより通知する。

5 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 尾道市に納付すべき市税の滞納がないこと。また、国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 営業するうえで法令の規定による必要な許可、認可を得ていること。
- (5) 尾道市における物品に係る競争入札参加資格を有していること。

6 入札方法

- (1) 入札方法は、郵便による競争入札とする。持参も可とするが、入札書の作成方法等は郵便による場合と同様とし、外封筒に入れずに持参する等、入札方法が指定したとおりでない場合は、受付しない。
- (2) 本入札は、入札が1者であっても有効とする。
- (3) 郵便入札の方法

ア 入札書の作成方法

(a) 郵送の方法

- ① 一般書留、簡易書留又はレターパックプラス（赤）で郵送することとし、普通郵便などの方法による送付は受付しない。
- ② 入札書は、二重封筒（内封筒及び外封筒）で郵送すること。
- ③ 入札書提出期限を過ぎて到達した入札書は無効とする。
- ④ 郵便入札にかかる経費については、全て入札参加者の負担とする。

(b) 内封筒について

- ① 封筒の規格は、長形3号を使用し、内封筒には、入札書1枚及び契約単価表1部のみを封入すること。（詳細は後記7(3)参照のこと。）
- ② 複数の入札書を入れた場合は、全ての入札書が無効となる。

③内封筒には、必要事項を記入の上、封をすること。封をしていない場合、入札書は無効とする。

(c) 外封筒の規格は、角形2号を使用すること（レターパックプラスを除く。）。

イ 提出先は、前記1(6)と同じ。

ウ 提出方法

(a) 入札書（別記様式第2号）を作成し、内封筒へ入れて封をする。

(b) 内封筒の表面に入札者の名称を記載すること。

(c) 前記(b)で作成した封筒を別の1つの封筒（外封筒）に入れて二重封筒とし、表面に「入札書在中」と朱書きし、郵送する。

7 入札書の作成等

(1) 入札書は、別記様式第2号によること。

(2) 入札金額には、消費税及び地方消費税相当額（全期間にわたり10%）を加算した金額を記載すること。

(3) 入札額の訂正、本協議会に到着した入札書の書換え、引換えは認めない。

(4) 入札辞退について

ア 競争入札参加資格確認申請書を提出した者は、入札書提出期限までは、いつでも入札辞退届（別記様式第4号）を提出することにより辞退することができる。

イ 入札を辞退する場合は、入札辞退届を持参、郵便又はファックス送信により、令和7年12月22日（月）17時15分までに届け出ること。

ウ 入札を辞退しても、これを理由として以後の入札等について不利益な取り扱いを受けることはない。

エ 競争入札参加資格確認通知書を受理したにもかかわらず、入札書提出期限までに辞退届が提出されず、入札書も届かなかった場合は、指名除外措置の対象となる。

オ 入札辞退届の撤回はできない。

8 注意事項

(1) 開札

入札参加者の立会いは制限することとし、当該入札事務に關係のない尾道市職員を立ち会わせてこれを行うものとする。

(2) 入札の中止

入札参加者が談合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

(3) 再入札について

入札の結果、落札者がいなかった場合は、改めて2回目の入札を行うため、有効な入札書を提出した参加者に対して、1回目の最低入札金額、2回目の入札書提出期限及び開札日時を記載した文書をファックスで通知する。

なお、再度の入札の結果においても、落札者がないときは、最低価格提示業者と随意契約の協議をする。

9 無効とする入札

次の入札は、無効とする。なお、再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札通知書で指定する入札書受付期限より後に入札書が到達したとき。
- (2) 入札書及び必要書類が同封されていないとき。
- (3) 入札に参加する資格のないものが入札をしたとき。
- (4) 入札者の商号又は名称、代表者職氏名の記入のない入札書
- (5) 入札金額を訂正した入札書
- (6) 入札が取り消すことのできる制限行為能力者の意思表示であるとき。
- (7) 入札者が1つの内封筒に複数の入札書を入れたとき。
- (8) 他人の入札を兼ねて入札したとき。
- (9) 入札者が連合して入札したとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (10) 必要な記載事項が確認できないとき。
- (11) その他市長の定めた入札に関する条件に違反したとき。

1.0 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲で最低価格の入札をした者を落札者として決定する。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、入札執行事務に關係のない尾道市職員に、くじを引かせ落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者が、指定の期日までに契約書を取り交わさないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札者は落札金額の100分の5に相当する金額を入札違約金として納付するものとする。
- (4) 最低制限価格は、設定しない。

1.1 契約書の作成

- (1) 契約書には、品名、種類規格、数量、単位呼称、1基当たりの単価及び入札書に記載された金額を（消費税及び地方消費税を含む金額）を記載する。
- (2) 双方ともに契約書を記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (3) 契約書は2通作成し、各自1通を所持するものとする。

1.2 入札者に求められる義務

- (1) 入札参加者は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、契約担当職員の求めに応じ、入札参加者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者等又は契約の相手方が本件入札及び契約書の作成に要した費用については、すべての入札参加者等又は契約の相手方の負担とする。

1.3 本件調達に係る質疑について

- (1) 本件調達に関して質疑がある場合は、原則としてイノシシ捕獲檻調達入札に関する質問表（別記様式第5号）により12月15日（月）13時までにファックス又は電子メールで行うこととし、提出先は、前記1(6)記載の担当部署とする。
- (2) 質疑に対する回答は、メール及び電話連絡により、個別に随時回答する。

1.4 入札保証金及び契約保証金

免除する。